

議案第123号

あっせんの申立てについて

次のとおり、原子力損害の賠償に関する紛争について、あっせんの申立てを行いたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 当事者

申立人となるべき者 川 崎 市

被申立人となるべき者 東京電力ホールディングス株式会社

2 あっせんの申立ての要旨

本市は、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質対策に要した費用に係る損害賠償金の支払について、被申立人となるべき者と協議をしているが、当該費用のうち、空間放射線量検査に要した費用（平成24年度分から平成26年度分まで）、多摩川河川敷の除染に要した費用（平成24年度分）、市民等への放射線測定器の貸出しに要した費用（平成23年度分、平成24年度分及び平成26年度分）及び環境局放射線安全推進室の放射性物質対策の推進に要した費用（平成24年度分から平成26年度分まで）に係る損害賠償金の支払について、被申立人となるべき者と合意に至らなかった。

このため、原子力損害賠償紛争解決センターに対して、原子力損害の賠償

に関する紛争について、あっせんの申立てを行いたい。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 平成23年3月、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「福島原発事故」という。）が発生した。
- 2 本市は、平成23年3月に川崎区内に、同年6月に麻生区内に、平成24年8月に中原区内に、放射線測定器を設置し、市内3箇所、空間放射線量の常時測定を実施した。
- 3 平成24年3月、川崎区殿町3丁目地先の多摩川河川敷において、放射性物質による汚染箇所が発見されたため、平成25年3月、本市は、当該汚染箇所の除染を行った。
- 4 本市は、平成24年3月から、市民等へ簡易型の放射線測定器の貸出しを行った。
- 5 本市は、平成24年4月から平成27年3月まで、環境局に放射線安全推進室を設置し、同室において、福島原発事故に伴う放射性物質対策を推進した。
- 6 本市は、平成25年12月から、上記2から5までの放射性物質対策に要した費用（平成26年度分までのもの。上記2の平成22年度分及び平成23年度分は除く。）に係る損害賠償金の支払について、被申立人となるべき者と協議を行ったが、損害賠償金の支払の合意には至らなかった。
- 7 被申立人となるべき者は、これらの放射性物質対策に要した費用に係る損害賠償金の支払に応じず、今後も引き続き、これに応じないと認められるため、これらの放射性物質対策に要した費用45,845,987円について、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、福島原発事故による原子力損害の

賠償に関する紛争のあっせんを行う原子力損害賠償紛争解決センターに対し、
あっせんの申立てを行うものである。